

米國教育使節團報告書中の幼兒教育に關する 提言と學校教育の下への延長

倉 橋 惣 三

一、學校教育の刷新向上

學校教育の刷新向上は、極めて多面の問題をもつが、その主要綱は、教育機會の均等と、教育實質の充實と、教育期間の延長とにある。學校教育の自然の向上もこの近路をとるものであり、刷新の意圖においても、この進路を怠つてはならない。この三要綱の一つを見落しても、教育の刷新向上を完ふするものといへない。今わが國が當面せる教育刷新も、これに他ならず、その刷新の貴重資料たる米國教育使節團の報告書の内容も亦、この三要綱に亘つてゐる。

これは、學校教育においても、社會教育においても同様である。又學校教育の各層においても同様である。その全般に亘つて論ずるのは、暫く本誌の外として、特に幼兒教育施設の刷新向上に就て考へるにも、その機會均等と實質充實とは最も重要な要綱である。たゞその期間に關しては、上は國

民學校就學を二應の線とし、下も教育の實質によるそれぐの段階を線として、合理的に定まつてゐるといつてゐるが、茲に特に論じようとする點は、學校教育全體の期間としての幼兒期である。社會教育においては、幼兒期に對して未だ充實してゐるといへず、又機會の均等も決して行ひ得られてゐるといへないが、期間としては、外に置かれてゐない。問題になるのは、學校教育としての場合である。

二、學校教育の延長

學校教育の全體を國民學校として、その期間は、義務教育期間として、明治初年から段々に延長せられたといへる。現行として六ヶ年。その上に中等學校があり、青年學校があり、義務制であるなしの別はあるとしても、國民學校卒業後に學校教育は連続せられてゐる。殊に青年學校の義務制化（女子はまだであり、男子としても實質的に充實してゐないが）は、

所謂學校後教育の一制度として、學校教育の延長を實現してゐるといへる。青年學校義務化以前は、中等學校に隨意進學する少數者以外に對しては、學校教育は、生涯中の極めて短い期間に限られ、學校教育の効果を享受し得なかつたと共に、その短い學校教育の効果そのものをも、あと始末、しめくゝりなく放置して、頗る未完成の弊多からしめたのである。殊に、國民學校卒業後の、人生最も貴重なる青年期を國家のしつかりした教育計畫から逸脱させるといふ大損失を敢てしてゐたのである。その明かな缺陷を是正するために、此の學校後學校教育が重視されたは、その遲きを遺憾とする。當然の教育向上であつた。

これとならべて、當然問題になるのが就學前の教育施設である。それも、幼兒教育のための問題といふよりも、學校教育そのものゝ向上のための問題となる。すなはち、學校後、學校教育の重要にならべての學校前學校教育の重要である。後始末としめくゝりの必要にならべて、前用意と仕度の必要である。しめくゝりのない教育損失にならべて、仕度のない教育損失の遺憾である。但し、かうならべることによつて、青年期と幼兒期との教育的重要さを、比較論議しようとするのではない。或は、青年期教育の方が、その複雑と社會的現實性によつて、所謂當然焦眉の急の何人にも分り易い點があるかも知れない。たゞ、實際問題として、一方は茲に一應實現してゐるのである。その熱意をさへ示されてゐるのである。その點でまだ實現の足りない、熱意も弱く見えず學校前教育が、そ

の正當なバランスに置かれなければならぬことを、今日の急とする。

上への延長、下への延長。その延長の形は必ずしも一つでないとしても、この延長が考慮せられることなしに、教育の刷新向上を圖つてゐるとはいへない。況んや、それは、期間といふ計數だけでは延長であるが、根の養ひ、礎の置き方、學校教育の始めの始めであるにおいて、學校教育の重大問題たることを見のがし得ない。

三、新らしい學校觀念

幼兒教育施設

幼兒教育の重視を、學校教育の延長といふ言葉において論ずることは、或は異議を誘ふかも知れない。幼兒教育は學校教育と別ものであるといふ論からは、言葉の上の衝突が起るからである。しかし、それは幼兒教育の實質に限定し、固定せしめての弊告である。學校教育といふ一つの施設教育といふことの意味において用ふる時、幼兒教育も施設として行はれる時、學校といふ語の中に同存してもいいことにならる。保育學校といふ場合はもとより、幼稚園といふ名稱で呼ぶ場合でも、幼兒の社會教育に對する施設教育といふ意味で、學校といふ類別の中に入るといへる。その上、その學校といふ記念も、その目的方法の實質にいろ／＼の別があり、變遷があつて、舊い觀念では、幼兒期の教育として甚だ不適當の

ものがあつた。その場合、學校の延長として、幼児教育を考へることに大きな危険があつたのは明かであり、その危険は、今日でも皆無といへない。しかし、今日、教育實質の刷新によつて考へられてゐる新しい學校觀念では、必ずしも、その根本の教育理念において、幼児教育と相容れぬものではない。われらは、わが國の國民學校新制の時に、その低學年の教育的實質の變更に就て、特に此の感を強くし、又その喜びを明らかにしたのでもあつた。それを更に飛躍的といつていゝ程、わが國の學校觀念へ浸透させやうとしてゐるのが、米國教育使節團の學校實質刷新の忠告である。これはわが國としても、今日急に新しいことではなく、所謂新教育説の名の下に、相當古くから唱へられ來つたことでもあり、殊に民主主義教育を本旨とする今日の學校觀では、動かせない通念とさへ見られる。その意味で、幼児教育施設を、學校教育の下への延長といふ言葉で論じても不都合はなくなつたのである。これは、この事みづからに廣く深い理解を必要とせられる教育問題であるが、この論の立て方の説明として、一應のことわりをして置く。

四、幼児教育に就ての米國教育使節團報告の提言

米國教育使節團の報告書中、幼児教育に就ての提言は必ずしも長くない。殊に、幼児教育に對する獨立の一章を設けら

れてもゐない。この點は、幼児教育に特に關心を有するものにとつて、充分の満腹を感じしめるものではなかつた。しかし、これを以て、使節團が幼児教育に無關心であつたとか、無理解であつたとかいふことでは少しもない。特に日本側教育要員として使節團諸氏と懇談を重ねた直接感からいふも、皆幼児教育に關する適正な理解者であり、中にも婦人使節諸氏は豊富な熱意を示されたのであつた。殊に司令部員から提供せられた資料によつて、「日本の幼稚園は米國のそれと餘り違ひはありません。」(司令部員報告書による)ことを豫備知識として、極めて好意ある見解を以て臨んでゐられた。しかも、報告において長く多くの言辭が用ひられてゐないのは、使節團の大きい使命そのもの、展開を主としたものとも思はれる。更にまた、幼児教育の目的や方法に就いては、第一章「日本教育の諸目的と内容」の項に詳述せられた學校教育の刷新方向と同一のもの以外ではないとして、重ねて多言を要さなかつたと解釋せられる。すなはち、それらの原論をうけて極めて含蓄の多い提言がせられてゐるのである。

「兒童の成長發達の確實な原則から見て、學校施設を更に年少の兒童にまで及ぼすことの賢明なことが分る。正規の學校制度に必須な改革が行はれ、適當な經費が支給せられる時が來たら、育児所や幼稚園をもつと多く設けて、これを小學校に組み入れるやうに勤める」(文部省譯)

更めて分解を加へるまでもなく、この提言が二つの主點をもつことは明かである。

第二、幼児期への施設教育の必要

第二、その施設は小學校の組織に合體せらるべきこと。

第一の、必要論の根據としては、兒童の成長と發達との確乎たる原則といふ言葉が用ひられてゐる。確實一の原語は、Sound であり「賢明なことが分る」の原語は、marant であり、共に極めて強い言葉が使はれてゐる。この報告は心理學の教科書でもなく、教育學の論文でもないから、兒童心理の敘述と、幼児教育の論述とをやる必要はないのであるし、さうした學説は、定明白なることであるから、その結論が決定提示せられれば足りるのである。そして、その強い決定は寸鐵を以て斷じてゐるのである。たゞ、即時斷行を提言せられてゐないのは、此の問題の熱心者にとつて、聊かあきたらない感を免れないが、わが國財政の實狀と、しかも、學校組織全般の速かな民主化完成のために、歴大な經費の國家的負擔を豫想し要望してゐる使節團としての、いはゞ遠慮ともいふべきことでもあらうか。この點に關しては更めて論じたいと思つてゐるが、これはどこまでも教育行政上の言ひ方で、施設の幼児教育の必要そのものゝ斷定は、これがために、少しも弱められはしない。殊に、その斷定が表明せられてゐる強い言葉使ひは、決して看過してはならないのである。その後

のことは、われらの側の問題であり責任である。

第二の主點は、幼児教育の必要論から一步進んで、國家の教育組織の中における、幼児教育施設の在り方の實際であつて、幼児教育が、どういふ軌道に乗つて進展普及せられてゆ

くべきかに關する現實的提言である。この點に就ては、第一主點とちがつて、種々の説が立てられるでもあらうし、その説の立て方の方式においても種々の着眼があり得るであらうが、觀念的に學校と幼児教育施設とを別に見ることによつて此の組入れに反對することは、少くも、此の報告書の立論の本質に對して、合理的でないことは(前述したところの如く)明かである。殊に、幼児教育の熱心者によるその「義務制化」の主張は、學校組織への合體を當然に内包してゐるものともさへる。いづれにせよ、國の兒童全體を對象とすることを本質とする小學校 (Primary School) への「組入れられる」(incorporation) の提言は、幼児教育の、教育組織内における、例外的、埒外の在り方、殊に、さうした社會的感ぜを是正するものである。幼児はその特殊の心理をもつ。従つて、その教育法も特殊性をもつ。しかし、それは、教育の組織として、特殊たることを意味するものではない。これからの幼児教育、その特殊教育抜ひから脱しなければならぬ。こゝは、わたくしの所爲であるが、使節團報告には、それが現實的實際的に提言されてゐるのである。但し、此の原則的意味が、保育學校なり、幼稚園なりが、獨立に設立され、獨立に經營せられてならぬといふことではないことは、いふまでもあるまい。

施設の幼児教育の小學校への合體の意義に就ての解釋は右の如しとして、これが、今日の米國における普遍の見解であり、實際の趨勢でもあることは、わたくしも豫て知つてゐたことであるが、米國教育使節團の協議第三部會(日本教育制

度の行政的再組織)の席上、使節諸君から幾度も幾度も語られたことであつた。それが此の提言にもあらはれてゐることは、推察するまでもあるまい。そして、それが、使節團の幼児教育に對する熱意のこもる具體的表現であることも亦いふまでもあるまい。

五、附 言

以上論ずるところの學校教育の下への延長といふことは、語として、所謂「義務教育就學年齢の引下げ」の論に對し、相通ずるところあるは明かであり、それが幼児期教育尊重の上からの理想であることも論を俟たぬ。しかし、この論述の先づ目ざすところは、必ずしもそこに及ばない。就學年限として義務制が直に行はれると否とに拘はらず、施設の幼児教育の尊重が、學校(その新觀念による)教育の刷新上の必須の一條件内容であることを、強調するにある。義務制化の實現は財政上の問題に屬するとせられる。しかも、學校教育の下への延長は、教育刷新向上そのもの、理念として動かさないことである。上への延長は素より必要であるが、そのみで教育の刷新向上が先しと誰にいへよう。今日の我が國の財政に鑑み、幼稚園義務制の實現を直に見ることは困難であるが、各地方の事狀に基き、又個人的理解者の篤志に待ちて、續々幼稚園が復興せられ新設せられ、一人でも多くの幼児がその就學前せめて一年を幼稚園で適切に保育せられて、事實上、義務制に等しい普及を見たいものである。以て、義

務制實施の日にそなへたし。

小問答『とんでもない』

『民主々義教育では、しつけはいらないのでせうね。しつけは自由の反對ですから。』

『とんでもない。』

『へえ。』

『そりや。しつけにもいろ／＼ありませうがね。と同じように、自由といふことにも。』

『どんなしつけにする、外から型におしつけるんでしよう。』

『そのおしつけはいけませんがね。型を見せてそれに自然にはいらせる道もありましよう。勿論いゝ型にね。』

『自然にはいらせるとは。』

『子どもの自然の心の活動を、生活としてのいゝ仕方に整はせることです。』

『分つたようで分らない言ひ方ですね。實際の例をいつて下さい。』
『親しみの心が子どもに溢れる。その正しいあらわし方へ、その心もちを注がせるのです。たとへていへば、敬する心に形をつけて、それ／＼の作法を教へるのです。その作法は一定の型ですから、その型の中へ、敬の心もちが流れ入つて、正しい形をもたせるのです。型なしに、敬の心を活動させることは出来ませうまいや、元來その型なるものが、心から生れたものですからね。』

『それがしつけなんですか。』
『心から出た型なんですから、その型は即ち心をつくることになり
ます。』